

【重要】深川市役所税務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

申告期限

令和3年2月1日(月) 消印有効

◎対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少**(※1)した中小事業者等(※2)で**令和3年1月～2月1日までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分**の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3カ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

| 事業収入 | 固定資産税額 |
|-------------------|--------|
| 30%以上50%未満減少している者 | 2分の1 |
| 50%以上減少している者 | ゼロ |

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。(性風俗関連特殊営業を営んでいる者を除きます)

◎申告方法について

・中小事業者等(※2)は税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等(※3)に、様式第1号にある**1～3の申告内容**について認定を受け**令和3年1月4日～2月1日**までに下記の提出書類とともに申告してください。

◎提出書類

(1) 特例申告書(別紙 様式第1号)

償却資産申告書に付属する様式第1号または、深川市役所税務課HPからダウンロード・印刷しご利用ください。

本申告書に「認定経営革新等支援機関等(※3) 確認欄」がありますので、当該機関の認定を受けてください。

(※3) 認定経営革新等支援機関等は、税理士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。

認定経営革新等支援機関等の詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

(2) 特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合は、別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。

(注)償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。

(3) 収入が減少したことを証明する書類(写)

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。

収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(4) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

併用住宅のみ青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合がわかる書類の写しを添付してください。

●申告方法 お問い合わせ先

深川市役所税務課(0164-26-2166)まで提出書類を郵送、またはご持参ください。

※窓口混雑緩和のため、ぜひ郵送をご利用くださいますようお願い申し上げます。